

千葉県信用保証協会では 経営者保証を不要とする 取扱いをおこなっています

以下のかんたんチェックで確認してみましょう。

かんたんチェック✓

経営者保証を不要とする
プロパー融資の借入がある

金融機関連携型

財務要件が一定の水準にある

財務要件型

不動産担保の十分な保全がある

担保充足型

保証料の上乗せにより
経営者保証を不要としたい

NEW

事業者選択型
経営者保証非提供制度

各取扱いについては裏面をご確認ください

経営者保証を不要とする取扱い

STEP1 信用保証料の上乗せなし

金融機関連携型	① 申込金融機関において、信用保証協会の保証を付さない、経営者保証を不要とし、かつ担保による保全がない融資残高がある(または同じタイミングで上記と同内容の融資を行う)。 ② 「直近の決算において債務超過でない」かつ「直近2期連続で減価償却前経常利益が赤字でない」。 ③ 法人と経営者との一体性解消が図られていることを申込金融機関が確認している。
財務要件型	直近決算期において一定の財務要件(*)を満たしている。 (「財務要件型無保証人保証制度」でのご利用となります。) ※純資産額5千万円以上、自己資本比率20%以上 など
担保充足型	法人又は経営者が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られている。

要件を充足しない場合

STEP2 信用保証料の上乗せあり

事業者選択型 経営者保証 非提供制度	次の(1)~(5)のいずれにも該当する法人の場合、信用保証料率の引上げを条件に経営者保証の提供を不要とする「事業者選択型経営者保証非提供制度」が利用できます。 (1)過去2年間に於いて、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。 (2)直近の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上相応と認められる範囲を超えていないこと。 (3)次の両方又はいずれかを満たすこと。 ① 直近の決算において債務超過でない。 ② 直近2期連続で減価償却前経常利益が赤字でない。 (4)次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。 ① 保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。 ② 保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと。 (5)信用保証料率の引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること。
--------------------------	--

いずれか満たす場合は保証料率0.45%上乗せ
両方 満たす場合は保証料率0.25%上乗せ

事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度

令和6年3月15日から令和9年3月31日においては国の保証料補助のある保証制度を利用することができます。

保証料補助

当協会申込受付日	令和6年3月15日から令和7年3月31日	0.15%
当協会申込受付日	令和7年4月1日から令和8年3月31日	0.10%
当協会申込受付日	令和8年4月1日から令和9年3月31日	0.05%

※本紙には主な要件のみを記載しております。詳細はHPまたは当協会にお問い合わせください。

■ 当協会HP「連帯保証人について」 <https://www.chiba-cgc.or.jp/guidance/guarantor/>



その他 経営者保証を徴求しない信用保証制度

スタートアップ創出促進保証制度

事業承継特別保証制度

プロパー融資借換特別保証制度

流動資産担保(ABL)融資保証制度

特定社債保証制度

など

創業、事業承継の場面でも経営者保証不要の取扱いを検討することができます。

■ 当協会HP

<https://www.chiba-cgc.or.jp>



■ お問い合わせ先

本店 千葉市中央区中央4-17-8 TEL043-221-8111
幕張サ-ンター 千葉市美浜区中瀬1-3幕張テクノガーデンB棟23階
TEL043-239-3281
松戸支店 松戸市本町7-10 TEL047-365-6010



千葉県信用保証協会